

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年11月1日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 楡 井 英 夫 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 高 橋 正 幸 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 清 水 拓 二 （千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官 西 村 圭 一 （千葉地方検察庁検事）
検察官 知 念 浩 二 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 中 村 治 聖 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 笠 間 裕 二 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者
2 番 裁判員経験者
3 番 補充裁判員経験者
4 番 裁判員経験者
5 番 補充裁判員経験者
6 番 裁判員経験者
7 番 裁判員経験者
8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙1のとおり

(別紙1)

【司会者】

初めまして、私は千葉地方裁判所で裁判長をしております楡井英夫と申します。

皆様とは実際に裁判を御一緒するという機会はなかったわけですが、今日は皆様の裁判員としての経験をお伺いさせていただきまして、今後の裁判員裁判をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋裁判官】

裁判官の高橋正幸と申します。本日は皆様から貴重な御意見を賜りまして、今後の裁判員裁判に生かしていければと思っております。

【清水裁判官】

裁判官の清水拓二と申します。本日は皆様、お忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。

一人一人のお話をしっかり聞いて、今後に生かしていきたいと思っております。

【西村検察官】

検察官の西村と申します。私は数年、裁判員裁判に携わっておるのですが、裁判の都度、専門的用語が強かったりとか特定のことに固執し過ぎて分かりにくかったりとか、いろいろ課題が発生しているところがあります。本日も皆様の率直な意見を聞かせていただいて、今後の立証に役立たせていただければと思っております。

【知念検察官】

検察官の知念浩二と申します。千葉地方検察庁から参りました。

本日は皆様の御経験を率直にお聞かせいただいて、今後の裁判活動に是非生かしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【中村弁護士】

皆さん、こんにちは。弁護士の中村と申します。私は今年、弁護士会の副会長をやっております、その関係で出席させていただきました。

今日の皆さんの御意見を伺いまして、弁護士会としても今後の弁護活動に生かし

ていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【笠間弁護士】

同じく弁護士の笠間と申します。私はまだ裁判員裁判は1件しか経験していませんが、本日の皆様の貴重な御意見を踏まえて、今後の弁護活動に活かしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

最初に1番の方から順番に、どのような裁判を御担当されたかということとともに、参加してみたの御感想をお聞かせ願えればと思います。

【1番】

私が担当しましたのは覚せい剤を密輸した事件で外国人の被告人でした。

私は裁判が始まった前の月に定年で仕事から完全に離れまして、毎日が日曜日という立場になったばかりで、スケジュール云々については問題なく参加できました。

【2番】

私が担当させていただいたのは、同じく覚せい剤の密輸、拳銃の関わる事件でございました。起訴事実についてはほとんど争うことがなく、審理も2日間ではほとんど終わってしまったので、非常に簡単と言えば語弊があるかもしれませんが、判断が難しいというところはあまりない裁判だったと思っております。

したがって、特に感想としても、非常に難しかったとかというものはほとんどございません。

【3番】

私は麻薬の密売事件に参加いたしました。裁判は3日間行われ、補充裁判員という立場でしたが、判決が出るまで全て参加いたしました。

テレビを見ているといろいろな事件がある中で、裁判に参加するという機会が一生のうちで私にはないかなと思っていたところに、今回のこういった御案内をいた

だいて、是非参加させていただきたいという気持ちで参加いたしました。

人生においてとても勉強になりましたし、裁判がこんなふうに行われているのだということが分かって、いい経験になりました。

【4番】

よろしく申し上げます。

私は、被告人が外国人の強盗強姦、強盗致傷の事件を担当いたしました。

今回被害者が2名いたのですが、そのうちの1名の方が被告人を一生刑務所から出してほしくないということを泣きながら訴えたことが、すごく印象に残っております。

被告人が自分の国でこのような事件を起こしたら死刑だから日本でよかったという発言をしたのですが、そういうことを言われて、私は少し怒りを感じました。

今回裁判員ということで、貴重な経験ができてよかったと思っています。

【5番】

補充裁判員として、6日間裁判所に来ました。私を含め8人で、タイプの違う人たちが集まって、誰かの発言に流されることなく終えたと思います。

外国人男性がスーツケースに何らかの加工をして、覚せい剤を持ち込もうとしたという事件でした。

【6番】

私も成田空港で覚せい剤を持ち込もうとして税関の職員の方に逮捕されたという事件でした。

最初にこの裁判員の通知を頂いたときに、とても不安でしたし、私自身できるのかどうか本当に悩んだのですけれども、やはり国民の義務としてやらなければいけないのではないかなと思ひまして、決心をして参加させていただきました。

裁判に関わっていくうちに、とても不安な心だったのですけれども、やはり真剣に向き合わなければいけないと思ひました。

被告人が外国人ということもありまして、裁判で通訳の方を通しておりましたの

で、1日の裁判の時間がとても長かったです。けれども、5日間の審理をすることができました。評議をするときに、人の人生を左右することですので、とても精神的に負担になったことは事実ですが、この判決を受けることによってこれからの人生を真っ当に生きてくれたらなという思いで、みんなは評決を出したと思います。

【7番】

私が担当させていただいたのは強盗致傷の事件でした。被告人が二人いましたので、裁判の日程は15日間もあって非常に長かったのですけれども、参加させていただいて本当によかったなと思います。

最初に裁判所に来たときはロケ地に来たのかというふうに思ったほどだったのですけれども、実際に裁判が始まりますと、検事も弁護人も一つ一つの証拠などを非常に丁寧に取り扱い、どうなのかということを審理していくところを初めて見まして、裁判というのはこういうふうに行われているのだということを初めて知りました。

法律についても分からない言葉がいっぱいあったのですけれども、そのたびに裁判官の方々からとても分かりやすく丁寧に教えていただいたので、法律についても大分学べたなと思います。

感想としましては、ちょっとした事件でも物すごく刑が重くなるのだなということを知りまして、やはり悪いことは絶対にしてはいけないのだということを知り、人にもたくさん伝えました。

【8番】

私が担当した事件は、偽造通貨の行使という事件でございました。日程としては5日間プラス最後の判決の日ということで、計6日間ということでした。

感想としましては、私も初めての経験だったので、緊張して臨んだのですが、最初に説明する資料を検察官側と被告人側がちゃんと1枚の用紙にまとめていただいていたので、裁判の内容を理解する上では非常に助かりました。

もう一つは、専門用語が使われている文章を見る機会が多かったのですけ

れども、裁判官にその都度細かく丁寧に教えていただいたり、説明する資料も用意していただいたので、そのあたりは非常に理解ができたと思っています。

最も緊張したのは、量刑を決めるところだったのですけれども、過去のデータ等から判断するというのもあって、非常に助かったなというのがあります。

最後に、やはり自分の考え方が常識的に正しいのか非常識なのかというのは常に自分の中で考えながら、裁判官の方や他の裁判員の方と会話していて、この辺は一致するなということなどを常に自問自答しながら臨みました。

【司会者】

一巡して御発言いただいただけでも、早速参考になるお話を次々と頂いたかと思っています。

その上で、今日はテーマとして設定させていただいておりますのが、別紙2の2に記載されているとおり、裁判に参加する負担についてということでございます。

前半は別紙2の2（1）に記載されているとおり、審理のスケジュールについての御負担について御意見をお伺いしたいと思っています。

後半は別紙2の2（2）以下に記載されているとおり、主に、審理の内容等についての御負担について御意見を伺いたいと思っております。

審理のスケジュールですけれども、1日のスケジュールの密度を濃くして、その代わりに日数を短くするという、いわば集中型のスケジュールと、それとも1日のスケジュールをゆとりのあるものにして、結果として日数は多くなるけれども、1日、1日はゆとりがあった方がいいのではないかという、いわば分散型のスケジュールがあります。皆様の生活スタイルにもよるのかもしれませんが、どういうやり方で裁判のスケジュールを組んでもらった方が参加しやすいというような御意見があれば、集中型、分散型についての御意見をお伺いしたいと思います。

また1番の方からお願いしたいと思います。

【1番】

裁判員に選ばれる前の月まで仕事をしておりましたので、現役で働いている方の

言い分も理解できると思うのですけれども、確かに私が担当した事件は、結構休み時間が多くて少し冗長なスケジュールだったかなと思っております。

そういった意味で、やはり仕事を持っておられる方が参加するとすれば、もっと緊密にスケジュールを詰めてやった方が参加しやすいかなと思いますし、議論もより集中してできるのではないかとは思いました。

【2番】

私は集中型か分散型かというお尋ねなので、答えとしては集中型で、できるだけ短い方がいいと思います。私が担当したのはたまたま審理が2日間、評議、判決を入れて4日間と非常に短い裁判だったのですが、その程度であれば、かなり無理しなくても参加するということができるのではないかなと思います。

あまり長いのもどうかなという気はします。

【3番】

事前に、3日間という日程の提示がされました。当時、仕事もしておりましたし、裁判員に選ばれたら、私はその日はお休みを頂きたいと職場に申ししておりましたので、実際に選ばれたときには、休暇が取得できるように会社は動いてくれました。そのときは特別休暇を頂きましたが、日数が長いとやはり職場に対してお休みを頂きづらい環境になるのかなと思いました。先ほど7番の方が15日間とおっしゃっていましたが、15日もとなると、自分の存在を職場で忘れられてしまうのではないかと、自分の与えられた仕事が今どうなっているのかと少し心配になりますので、できれば3日間ないしは4日間という形がいいかなと思います。

【4番】

私は、多分この中で一番審理期間が長いと思うのですけれども、最初から判決まで2週間以上の日数がかかりました。仕事の方は休みがちゃんと頂けるので、特に負担もなくそちらはクリアできました。

特に大きい問題はなかったのですが、被告人が外国人ということで通訳が入ったために、結構時間が長引いたのは確かです。

ちょっと問題だと思ったのは、公判を夕方までやったときもあるし半日で終わったときもあるなど、ばらばらでしたので、その辺をもう少し平均的にやってもらえれば、もう少し短縮できたのかなという感じはします。

【5番】

集中型でいいと思います。外国人の方だったので通訳の方が入るので、日本語から外国の言葉になるということで、聞いている方も結構疲れてしまうというのはあったとは思いますが、集中してやった方がいいのではないかと思います。

【6番】

私も集中してやった方がいいと思います。

裁判の内容によって延びることがあれば、補充裁判員の方がいらっしゃいますので、お仕事で参加できない方は補充裁判員の方を充てるということで、内容によっては少し延びても仕方がないのではないかと思います。

私の裁判は5日間で集中的に審理が行われましたが、すごく疲れしました。毎日、裁判所に通うということが精神的にも負担になっていましたので、集中型がいいと思うのですけれども、中1日のお休みがあればよかったかなとは思っています。

【7番】

私の裁判は15日間だったのですけれども、毎日10時から16時過ぎまでびっちりあるという日程でしたので、さすがに毎週金曜日になってくると、そろそろ疲れたねという感じになっていました。

私の会社はお休みを頂けましたけれども、給料が出ないで、全て欠勤扱いということでした。他の方々も現役で仕事をされている方が多かったので、休み時間に会社に電話したりとか、終わった後、夜、会社に行って仕事をしているという方もおられて、非常に負担が大きいと感じました。

集中型にしていただいた方がよくて、判決の日程だけが2週間後にほんと1日あったのですけれども、あれだけ休んだのにまた休むのという感じなので、できれば判決も全部くっつけていただけるといいなと思いました。

【8番】

私も集中型の方がいいなとは思っていました。6日間ということで、会社の負担もそれほどはありませんでした。

事前に、早い段階から裁判員に選ばれるかもしれないという話は社内にはしていたので、それなりの準備をして臨んでいましたし、当日、終わったら会社に行けるといふことで、そこは会社になるべく迷惑をかけないようにしていました。

また、評議では早く終わらせてくれる日もあったので、そこでリフレッシュして、会社に行って気分転換をして、次の日からまた裁判に臨むことができました。

ケース・バイ・ケースなのかもしれませんが、なるべく張りをつけて時間を有効に使っていただければというのが私の希望です。

【司会者】

ありがとうございました。

今、お伺いさせていただきますと、ここに集まられた方々は基本的には集中型がいいのではないかという御意見が多かったように思います。

裁判員裁判の途中で裁判員の方々とこのテーマについて少し意見を交換させていただくと、中には週のうちに1日とか2日とか裁判の休みの日を設けてもらった方が、職場に戻ってつなぎの仕事をしたり、あるいは家庭でも済ませなければならない用事を済ませられたりするという面で助かるという、今とは逆方向の御意見もお伺いすることがあります。

例えば8番の方などは、多分お仕事をされていらっしゃる立場だと思うのですが、そういう立場の方で今のようなやり方についてはどんな御印象でしょうか。

1日、2日で会社に戻れた方が助かるというような感覚はおありですか。

【8番】

あれば助かりますね。休みがないような日程であれば、それなりの準備をして臨むしかないですね。

【4番】

私も会社に勤めているのですが、交代勤務制のため、他の方に仕事の補充をしてもらっているのですが、裁判が長引いてしまうとどんどん補充をしなくてはならないということもあるため、できれば短期にやってもらえれば、ありがたいなということですね。

【司会者】

改めて6番の方に質問させていただきたいと思うのですが、相当に疲れたという御感想もいただいたところでして、1日、2日休みがあったらありがたいのだろうけれども、結果としてやはり2日ぐらい長くなる。その点はある意味究極の選択かもしれませんが、6番の方のような事件を担当した方にはどちらがありがたいとか参加しやすいという御感想はありますか。

【6番】

私の場合は5日間ぶっ通しでしたので、ずっと家におりますと毎日決まった時間に出るということがあまりなかったので、そういう点で少し疲れたなということもございましたし、やはり裁判のことが頭から抜けなくて、誰にも話すことができないというプレッシャーもありました。

ですから、先ほども申しましたように、私の場合は中で1日ぐらいは少しお休みを頂けたらよかったなと思ったのです。

【司会者】

また、分散型でやったときに生じる問題点として、裁判が長くなるので最初の方にやったことを忘れてしまうということもあり得るのではないかなと思いますので、先ほど御紹介いただいた、特に長めの裁判に参加された皆様に、長く裁判をやった最後に、これから皆さんで評議をするという時点で、記憶の維持について何かお困りになられたようなことがなかったかをお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

【7番】

裁判員の中に、前のことを忘れてしまってもう1回蒸し返している方がいらして、

それはそのときこうでしたよねというような話をしたりしました。確かに初日のことは14日目にはもう忘れていたことがありますね。

【司会者】

記憶を忘れてしまうというのは、やむを得ない面はあると思うのですが、その場合の裁判官のフォローというのが役立ったか、あるいは一番最後には検察官と弁護人が論告、弁論というのをされたことが御記憶にあると思うのですが、その論告、弁論などが記憶を呼び起こすことに役立ったかどうかはいかがでしょうか。

【7番】

論告、弁論のときは最初から、また一から全部言うという感じのもので、全部記憶がよみがえってくるみたいな感じで役立ちました。

【4番】

論告、弁論は役立ちますね。私なりに筆記用具でなるべくメモして、記憶喚起のフォローをやっていました。

ある程度年輩の方で、1時間前の話を忘れてしまって全然思い出せないという方もいたのですが、それはみんなでフォローしながらやりました。

【司会者】

記憶の問題に関しては、ある程度の期間の裁判ですと土日を含まれたという御経験の方は他にもいらっしゃるのではないかと思います。土日を含んで、休めたのはもちろんよかった面もあるのですが、土日を含んだことで何か記憶の面で不都合をお感じになられた方、あるいは逆でもいいのですけれども、いかがでしょうか。

【1番】

仕事を辞めたものですから、立場上、記憶が云々とかということは格別感じなかったですね。

また、同じ裁判員の方でも、どんな話だったっけというような方はいらっしゃらなくて、お尋ねの記憶が云々ということは全く感じなかったというところでは。

【司会者】

今、裁判が長期に及んだ、あるいは分散型にした結果、集中型よりも長くなったときの記憶の呼び起こしについて何人かの方に意見を聞きました。特に検察官は立証責任を負っていらっしゃるのです、長い裁判で論告をされる上で意識されておられるようなところがあれば、お聞かせ願えますか。

【西村検察官】

やはり長くかかった事件は争点とか事実関係とかが長いものになるのですけれども、できるだけ検察官はどこにポイントを置いているのか、どこが一番重要な証拠と考えているのか、そういう構造が裁判員、裁判官に伝わるような行動、示し方をすると意識しております。

あとは、大事な情状でもどこが一番大きな情状だと考えているという順序が分かるとか、できるだけ張りがつくようなことを意識しながらやっています。

ただ他方では、やはり長くかかった事件はいろいろな事実が出てくるので、そこもここも言いたいところが出てきて、その取捨選択は常に悩みながら、できるだけ構造が分かりやすくということを意識した論告をやっているつもりでございます。

【司会者】

評議を進めている裁判官の側で、裁判が長期化した場合の記憶の喚起について特に検察官、弁護人に望むようなところについて、何か発言はありますか。

【清水裁判官】

やはり評議ではまず立証責任を負っている検察官の論告をベースに話が進むことが多いと思います。皆さんの場合もそうであったのではないかなと思います。

ですので、論告で争点に対して、先ほど西村検察官もおっしゃったように、証拠構造が明確でどういう話の流れでこの争点に対する判断ができるのだということがしっかり示されているかどうかということと、あわせて、長くなれば長くなるほどいろいろな方が証人として出てきていろいろなことを言っているというケースがど

うしても多くなるので、その人が言っている中で最も核の部分が何で、それは何のために使えるのかということをちゃんと示していただくことが必要になります。

そうすると、この人はこういうことを言っていましたね、特に大事なのはここです、ね、検察官はここにこう書いてありますねという形で紹介できるということで、やはり記憶を呼び起こすという意味でも重要です、また、評議の全体の流れが分かりやすくなるという意味でも重要なのかなと思いました。

それと、やや視点はずれるかもしれないのですが、事実経過というのが一定程度示されると、話全体の流れをつかみやすいというのがあるので、論告で端的に事実経過がある程度分かるものというのもあるといいのかなと思うことが多いです。

【司会者】

今、分散型で行うなどして長くなったときの記憶についての我々サイドが意識していることを少し紹介させていただきましたけれども、今度は分散型ではなくて、集中型の方がいいのではないかという御意見が多かったということもありまして、集中型にした場合、毎日裁判所にお越しいただくことになるわけですが、連続して何日ぐらいまで御協力をいただけるのだろうかという点をお伺いさせていただければと思います。このぐらいまでだったら参加しやすいというようなところ、何日ぐらいというところを、それぞれの御事情にもよるとは思います、1番の方から順番にお伺いしてよろしいですか。

【1番】

何日と言われてもちょっと困る点はあるのですが、私の場合は月曜日から金曜日まで裁判をやって、また翌週の月曜日から金曜日まで裁判をやりましたが、仕事のことを考えれば、やはり2週間の拘束はきついなという点は感じます。

ただ、事件の内容を振り返りますと、これぐらいの時間は要るかなということをおもっております。

【2番】

私は今、仕事はしておりませんので、2週間ぐらいは大丈夫だろうと思えますけれども、常識的に考えて、詰めてやるのは大体1週間ぐらいかなというのが正直なところですね。

【3番】

先ほど申しましたけれども、私の裁判は3日間で、比較的参加しやすかったので、三、四日ぐらいがいいと思います。

【4番】

私が担当した事件は合計3週間です。土日を挟んだのですが、他のことには頭を使わないで、ずっと裁判のことを考えていたので、結構2週間目の最後の方には疲れていました。

なので、やはりその辺が限界かなという感じています。

【5番】

私は専業主婦なので来られますが、1週間、2週間ぐらいでないと疲れてしまうかなと思います。

ただ、基本的にお仕事をされている方が多いと思うので、やはり1週間ぐらいまででないと、ちょっと難しいのではないかと思います。

【6番】

私は集中型の方がいいと言ったのですけれども、1週間ぐらいだと思います。

ただ、この日程というのは裁判の内容によって違ってくると思うのですね。早く終わるのもあれば、4番の方みたいに長く、とても大変な裁判もあると思いますので、もし長引いたときにできない方の代わりに、補充裁判員の方をもう少し増やして交代していただくみたいな方法をとったらどうかなと思います。

裁判の内容によってなので、私は何日とは決められないのではないかと思います。

【7番】

私はたまたま大きな会社にいたので、2週間以上休むことができたのですけれども、前職だったら一人でいろいろとやらなければいけないようなところにいたので、

その場合は2日が限度で多分お断りしたと思います。

なので、会社によるといいますか、仕事の内容によるかなと思います。

【8番】

私もサラリーマンですので、最大で1週間というのが一つの大きな判断基準かなと思っています。2週間になるとやはり厳しいかなというのが、私の意見です。

【司会者】

どうもありがとうございます。

裁判員裁判を8年前に始めるときに、何日間ぐらい連続して国民の皆様の御協力を得られるだろうかというのを内部で議論したことがあります。そのときにも、やはりまさに今、皆様方がおっしゃられたように、月曜日から金曜日までの5日間、週で言えば1週間以内であれば、会社勤めの方なども最近だとそのぐらいのまとまった休暇をとられる方もそこそこいらっしゃるのです、そのぐらいの期間、職場を離れていただくということもあり得るのではないだろうかという議論をした記憶もあります。

ただ、今の裁判の運用では、このような日程の中で終わらない事件も相当数ありまして、この点については、より参加しやすいものにしていくために、引き続いて我々も努力していかなければいけないと考えております。

これまでは審理のスケジュールのお話をさせていただいたのですが、このスケジュールの点に関しまして、何か他に言っておきたいという点がおありの方は御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【4番】

日程の件なのですが、私が担当した事件は被告人が外国人でしたので、被告人が発言したのを通訳の方が訳してこちらに伝えて、今度は裁判官とか裁判員が言ったことを通訳して被告人に伝えることを一個一個やるのです。同時通訳をやれば、もっと早く行けるかなと思ったのですが、そのときは同時通訳はなかったので、その辺をもうちょっとやっていたら早く終わったかなという感じもします。

【司会者】

ありがとうございました。これからの時間帯は主に審理の内容についての御負担ということで御意見を伺いたいと思います。

特に検察官や弁護人が冒頭陳述といって紙を配って説明するようなものは、一枚紙にコンパクトにまとめられていて分かりやすかった、あるいはモニターを使った証拠書類による立証なども分かりやすかったという御感想を頂いていることが多いように思うのですが、御意見をいただくことが多いのが、検察官、弁護人による証人尋問、被告人質問であります。

主にその点に関して、分かりやすさですとか時間などについて皆様の御意見をお伺いしていこうと思うのですけれども、まずは尋問の分かりやすさについての皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

裁判員の皆様のアンケートの中に尋問の趣旨が分かりにくい、何を聞きたくて聞いているのかが分かりにくいというような御回答をいただいたことが結構ありまして、そんな印象をもしお持ちの方があれば、御意見をいただけるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

【8番】

プロの方が尋問されるので、それなりの意味はあるのだなと思いつつも、その質問は先ほどもしたなというようなことも繰り返し質問したり、被告人に尋問されている方が、先ほどはこう言ったけれども、また違うことを言っているとか、その辺のずれを導きだそうとしたりするなど、その辺は私なりにはなぜそういうことをするのかなと思いつつも、最終的には弁護人の方も検察官の方もやられることに関しては何らかの意図はあるのだろうなと思っていました。

だから、尋問される側の方が何回聞いても同じことをしゃべるということで、その発言の信憑性があるとか、そういうことを判断しているのかなと、勝手に解釈していました。

【4番】

証人尋問や被告人質問とかをやったのですが、検察官の方がもうちょっと突っ込んで聞いていただけた方がよかったなというのがありますね。結構うわべだけの質問で終わってしまったので、もっと詳しい内容が聞きたいなと思いました。

【7番】

質問の中で、本件と関係あるのかなと、素人でも思うような質問がありまして、それは本件と関係あるのですかみたいなことを裁判長がおっしゃったような記憶がありますね。

【司会者】

今、お三方から尋問の分かりやすさの観点からの御指摘をいただいたところですが、尋問の分かりやすさ、あるいは、特に反対尋問などでその趣旨をどう伝えるかというところで難しいところがあると思うのですけれども、刑事訴訟規則でも関連性を明示した尋問というのが定められていることもありまして、検察官、弁護人がそのあたりをどのように意識されて尋問に臨まれているのか、双方にお聞かせ願えればと思います。

【西村検察官】

検察官もやはりアンケート等で質問の趣旨が分かりにくかったという回答があるものについて、かなり意識はしておりまして、分かりやすい尋問をしなければいけないと思っています。

反対質問等でも聞くポイントをできるだけ絞って、その事項に関連した質問を何問か続けて趣旨が分かるようにするように意識しているところであります。

ただし、これも聞きたい、あれも聞きたいと質問事項が多くなったときに、やはり分かりにくくなったり同じ質問を繰り返してしまう、少し熱くなってしまうところがあって、そこは常に反省しながら、できるだけ聞きたい事項を絞って、そこに焦点を当てた質問をするように意識しているつもりでございます。

【司会者】

刑事裁判では弁護人が反対尋問をされる機会が多いと思うのですけれども、趣旨

が分かりにくいというような御指摘などについて、どのような意識を持って尋問に臨んでいただいているか、お聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

【中村弁護士】

弁護士会の方は裁判員を本格的に導入するようになってから、尋問の研修というものを結構な頻度でやっております。

例えば反対尋問については、これはテクニックなのですが、基本的に誘導尋問をする、あなたは先ほどああ言っていましたね、あなたはこのときこう言っていましたね、という形で誘導して、弁護人が考えているストーリーを作っていて、最後に矛盾点を示して、今まであなたが言っていたことと前にあなたが言っていることが矛盾しますね、という形で尋問をやるのですよなどという研修をやるのですが、相手も人間なので、必ず弁護人が考えているような誘導に乗るということもないのです。

そのときにうまくフォローできずに、これで反証しようといったものを途中でやめてしまうということも多々あると思うのです。

そのときが、恐らく一番分かりづらいのだろうと思います。

どうしても研修、研修とやっていると、そういうテクニックに頼りがちなところがあるのかもしれないかと思うので、もう少し臨機応変にやっていかなければいけないのではないかということは、今日、皆さんの御意見とか、これまでのアンケート結果を見て感じているところです。

今後、またそれも踏まえて、どういうやり方がいいのかを弁護士会内で議論していくということになると思います。

【司会者】

続いて、尋問の時間の問題も裁判員の皆様への負担という観点から議論をしてみてもいいのかなと思っております。

負担という観点から、尋問の時間について何か御感想をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

7番の方などは、被告人が二人いたということで、トータルの時間が長くなったのは当然だとは思いますが、一人当たりの質問の時間もそれなりに長時間の審理に参加していただいたようなので、尋問の時間について何か御感想をいただけますでしょうか。

【7番】

証人の数が多かったのですが、この証人は要るのかという証人もいて、結局その証人の発言が採用されなかったということもあったので、とても長かったなと思います。

でも、時間的にはそれ以上短くできるかということ、そうでもないのかなという気がします。

【司会者】

更に御質問させていただきたいのですけれども、被告人質問について、被告人は二人いたと思うのですが、その被告人の弁護人、検察官だけではなくて、別の被告人の弁護人も質問されています。一人の被告人に対してトータルで3時間以上、尋問されていたこともあったのではないかと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。

【7番】

ただ、このスケジュールどおり全部質問したかということとそうでもなくて、そんなに同じ質問をいろいろな人に向けて何度もという感じもなかったように思います。

【司会者】

そうですか。

4番の方もトータルの審理時間が長かっただけではなくて、通訳が入ったこともあるのですが、比較的一人当たりの尋問時間の長い審理を御経験いただいたと思います。通訳が入ったということと、それを割り引いてもということと、両方の面で何か御意見をいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【4番】

通訳もそうですけれども、証人関係でうちの場合はDNA鑑定や精神鑑定が出てきて、証人の方は非常に分かりやすく説明していると思うのですが、全くちんぷんかんぷんで何を言っているのか分かりませんでした。

【司会者】

時間の問題以上に内容も難しかったということですね。

【4番】

内容が分からないです。

時間も半日ぐらいかけていましたので、その間は苦痛でしたね。結局、評議室に戻って裁判官の方から詳しく教えてもらって、それが一番分かりやすかったということです。

【司会者】

今、質問の内容面のお話も御指摘いただいたところなのですが、尋問の時間の方を中心に意見交換させていただきますと、検察官が主尋問に回られるケースが多いと思うのですが、主尋問の時間の設定について、検察官で何か意識していただいているところはあるでしょうか。

例えば、かつては、その証人の捜査段階の検察官に対する供述調書の枚数で何枚だから何分などという算定をされていらっしゃった時代もあるかとは思いますが、裁判員裁判において主尋問の時間についてどのような工夫、意識を持って臨まれているかをお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

【西村検察官】

まず供述調書何ページの証人だから尋問時間が何分というのは全くやっておりません。

裁判員裁判で特に争点のところは、分かりやすく丁寧に証言してもらわないといけない。供述調書段階とはめり張りが全く違ってきますので、どういう内容を特に中心に、しかも時間をかけてといいますか丁寧にこの部分は説明していただく、というような実際の証言の内容に則した時間を考えております。

それで、実際に人が口頭で話してどれぐらいの内容を伝えるのに何分ぐらいかかるか、15分とか30分を一つの目安として、この証人で実際、法廷の緊張した場で話すとすれば30分を超えるのかどうか、そういうことを勘案しながら時間設定をしているつもりでございます。

【司会者】

尋問に関して裁判員の皆様からこの場で伝えておきたいという点が、他に何かあればお願いいたします。

【4番】

先ほどのDNA鑑定や精神鑑定もそうなのですが、裁判官の方が評議室でホワイトボードに絵を描いていろいろ教えてもらったのです。そういうものがすごく分かりやすかったので、証人尋問で言葉だけで言われても全くわからないので、その場でそういう図で流してもらえば、これなのだというのが分かるので、そのように説明していただけたらよかったですね。

【司会者】

尋問に関しては、裁判員の皆様とともに我々、裁判官も聞かせていただく立場にあるのですけれども、裁判官の立場から見て、裁判員裁判の証人尋問、被告人質問等について何か思うところがあれば、いかがでしょうか。

【高橋裁判官】

私は裁判官になって18年目になりまして、裁判員裁判が始まる前から裁判を経験して、数多くの裁判を経験しているわけですがけれども、その私にあっても尋問時間が連続して30分を超えてくるとなかなか集中力が続きづらくなっていくところがあると思います。

そうしますと、その後で重要な事柄が質問されても、なかなか頭にすっと入りづらいということを経験することもございます。

ましてや裁判員の方も参加される裁判員裁判ですと、やはりそこら辺の尋問時間というのは意識して、できるだけポイントに絞った質問を簡潔にさせていただいて、

短い時間で済ませていただくということは当然重要になってくるかと思えます。

そういった観点から振り返ってみますと、裁判官裁判の時代と比べて裁判員裁判になって尋問時間が短くなっているという印象はあまりありませんので、そこら辺は検察官や弁護人の方々にもう少しお考えいただきたいなと個人的には思っています。

その尋問時間に関連して内容について一つ、二つ申し上げさせていただきますと、例えば検察官、弁護人の中で争いになっていないような前提事実については主尋問であっても誘導尋問が許されるわけですから、そういった前提事実については誘導尋問を使うなどしてさくさくと終わらせていただいて、早く重要な部分にいったほしいと感じるときもございます。

また、重要なポイントを聞く前に、その周辺の細かい事情をばっと聞いて、外堀を埋めるような尋問をしてからようやくポイントになるところにいくと、その外堀を埋める尋問をしている間に、我々、裁判官なり裁判員の方々には、何のためにこれを聞いているのかなというのが頭にクエスチョンマークが浮かぶようなときもあります。一旦頭にクエスチョンマークが浮かんでしまうと、その後の尋問もなかなか集中して聞けないというところがございます。

そうなりますと、本当に重要な部分についてなかなか印象に残らないとか、心証も取りづらくなってしまいうということもございますので、内容面からしますとそういったところも注意していただいて考えていただければと、個人的には考えております。

【司会者】

尋問の関係は大体以上とさせていただきますと、この後は別紙2の2(3)に記載されているとおり、裁判官との評議における負担という観点からの御意見を頂ければと思っております。

評議について、今度は8番の方から順番にお聞かせ願えればと思えます。

【8番】

私が担当した事案に関しては、しんどかったなという印象はございませんでした。やはり評議では、自分でメモが取れなかったところは、他の裁判員の方が取ったメモで補完し合ったりしました。

その中で煮詰まるときは、裁判官の方々に流れを作っていただいたということもあったのですけれども、そのときに、もう証人尋問は聞けないので、もう少しここで情報を聞いておけばよかったですとか、いざ自分たちで量刑を判断するときそういう反省がありました。証人尋問に戻れないというのは、自分の中では心苦しく思ったときはあったのですけれども、それは8人プラス裁判官の方々の補完で何とかカバーできたのかなと思いました。

【7番】

最初に話しやすい雰囲気作りをしてくださったので、評議の場でも、最初はみんなすごく緊張して、ものも言えないような感じだったのですけれども、ちゃんとメモを取ったものに基づいて自分の意見を述べたりとかということが忌憚なくできたので、その辺はよかったかなと思います。

ただ、大変話が長くてしつこい方とかがいらっしゃると、遮ってくれないかなと思ったりはしました。

【6番】

評議については、幅広い年齢層の人たちがおりましたので、いろいろ意見が出ました。若い方がとても厳しい意見が多かったのが印象的でした。

私たち年配組は、ともすれば情動的なものに惑わされるぐらいのところがあったのですけれども、裁判長のあくまでも常識に従って検察官が提出した証拠によって判断してくださいという言葉がとても心に残りまして、正しく判決を下すように導いてくださったと思います。

裁判官の方々も私たち裁判員の中に溶け込んでくださいまして、お昼も一緒に食べてくださったりしましたので、とてもいい雰囲気の中で評決できたと思います。

【5番】

私は補充裁判員だったので、ほとんど発言していないのです。

【司会者】

その点に関して、もう少し何か発言する機会を裁判官の方で作った方がよかったかなと、そうしてもらいたかったかなという思いもお持ちなのではないでしょうか。

【5番】

補充裁判員は何かあったときのためにいるわけで、少し聞いてくれてもいいのかなとは思いました。

【4番】

大変いい雰囲気ですみんなまとまったような感じで、会社のような上下関係がないので、みんなで言いたいことを言い合って議論できました。

また、裁判官からもいいフォローとかをしていただいて、自分なりには納得できる量刑の判決を出せましたので議論しにくかったとかはないです。

【3番】

私も補充裁判員でしたが、やはり最初からその裁判にしっかり参加して、私たち補充裁判員の者にも同じように、どういった裁判かというのをしっかり資料をいただいたり御説明いただいたり、普通に意見を求めてくださったので、自分も裁判員のような、偉くなったつもりになっているいろいろと意見を述べさせていただきました。

でも、先ほどおっしゃったとおり、最終で裁判員を含めというところの中には、自分の意見は持ちながらも判決には反映されないということが分かった段階で、何と偉そうなことを言ってしまったのだろうと、自分がこんなにも熱くなって意見を言ってしまったことが恥ずかしかったという思いをしたことは正直あります。

【司会者】

そのルールに関しては、もう少し早いところで補充裁判員の方には確認しておいた方がよろしいでしょうか。今のお話からすると、補充裁判員と裁判員は最終的には立場が違うのだということについては、早目の確認の方がよろしそうですね。いかがでしょうか。

【3番】

最後の判決の段階のことなのですが、被告人の方が暴力団関係者の方だったのですね。

傍聴席には一般の方々はいらっしゃらず、被告人の親族の方とか、ちょっと怖そうな関係の方とか、そういった方々が多く、顔もじっと見られていた感じもあったので、ちょっと怖いなど思っていました。

そのような状況で、補充裁判員の方は判決のときには傍聴席で聞いてくださいねと言われたときに、ここまで参加していて結局傍聴席なのかと、それだったら来なければよかったという気持ちになったのは正直言ってありましたし、傍聴席に行かないで、評議していた別室で待っていた方がいいなとも思いましたし、同じ裁判員の方から、それはかわいそうみたいな意見もありました。

そのような意見もあってか、結局は判決のときにもそれまでと同じく裁判員側に一緒にいることになりました。

今回の意見交換会に参加させていただきましたのは、補充裁判員としての気持ちというのはいろいろ複雑なものがあることや、気持ちよく最後まで参加できてよかったなではなかった部分をお伝えしたかったからです。

【司会者】

貴重な御意見をありがとうございます。

2番の方、評議における負担という観点から御発言いただけますでしょうか。

【2番】

負担という意味ではやはりありますね。私どもが担当させていただいた件では、ほとんど事実関係の争いはなくて量刑をどうするかというところで、特に議論が紛糾することもなかったのですが、それでもやはりこの刑でよかったのか、本当に更生してくれるのだろうかというところがまだ心に残っています。

簡単に決まったから負担がないということではないだろうと思います。やはりそれなりの負担は各々の方が感じておられるのではないのでしょうか。

【司会者】

2 番の方がおっしゃられた負担で、別の御質問の仕方をさせていただきますと、もう少し議論をしたかったという御感想はお持ちですか。

【2 番】

ええ、それはありません。それはもう十分させていただきましたし、参考となる裁判例もたくさん見せていただきました。

【司会者】

1 番の方、評議における負担という観点から御発言いただけますでしょうか。スケジュールを見ると、3 日半くらい議論されているようなのですが、仮に4 日目であっても、延ばしてでももっとやりたかったという面もあるのですか。

【1 番】

やはり裁判官との意見交換をよりもっと深めたかったという思いがありました。

【司会者】

今、もう少し議論をしたかったという御意見をいただいたところなのですが、他の方でもっと議論がしたかった、あるいは議論はもう十分して、むしろ疲れたぐらいの感覚だという御意見は何かございますか。

3 番の方は補充裁判員だったということですが、争いがない事件で、刑を決めることを中心に議論されたということもあって、評議のスケジュールとしては1 日足らずだったのではないかなと見えるのですが、その事件からするとそのぐらいでも十分議論は深まったとお感じになれるか、それとも、1 日足らずではなくてもっと議論をしたかったとお感じになれるか、その辺はいかがですか。

【3 番】

被告人が事実を認めているので、あとは刑がどのくらいの期間かというところを決めるだけだったので本当に1 日で十分で、3 日目にも予定は組んであったのですが、裁判長の方が3 日目に関しては判決を出す裁判の少し前ぐらい、午後からでいいですよという形をとってくださったと思います。

【司会者】

そうすると、3番の方は、選任の日は別だったと思うのですが、判決も含めて3日間だったのですが、2日目の朝に検察官の論告、弁論があって、その論告、弁論の後、夕方までの時間帯で議論を十分することができたと、評議の時間という面ではそういう御感想をいただいたということによろしいでしょうか。

【3番】

はい。

【司会者】

最後に、一般的に裁判員裁判に御参加いただいた心理的、精神的な負担について少しお伺いしたいと思っています。

先ほど暴力団関係の事件だったということをお話しいただいた方もいらっしゃいます。他にも、暴力団が関与したことがうかがわれる事件を担当された方は、この中にいらっしゃいます。あるいは、暴力団の事件ではないのですけれども、いわゆる凶悪犯罪と言われるような事件に関わられた裁判員の方もいらっしゃいます。

そういう刑事裁判に参加されて、精神的に大変だったというような観点からの御意見をお聞かせ願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほどちょっと手を挙げられたので、7番の方は暴力団事件というよりは、どちらかというと凶悪事件とされるような事件の内容だったですかね。

【7番】

被告人は元暴力団関係者ということで、その関係者の方とかも来ていました。

【司会者】

傍聴席にそういう関係者の人がいたということですか。

【7番】

はい。あと、被害者の方もちょっとそれっぽくて、その関係の方もお見えになっていたりしたので、最初の公判の日の夜中はうなされました。

【司会者】

やはり怖いという心理からということでしょうか。

【7番】

そうですね。私自身はこういうのが怖いとか人の人生を判断するのはどうかという考えは全然持たなかったのですけれども、それでもすごく怖かったですね。

【司会者】

他の方で、同様なしは別の観点からの感想をお持ちの方もいらっしゃれば、お聞かせ願えますか。

【2番】

本格的な暴力団関係者ではなかったようですけれども、それに近い方が初日は、私の感じ方次第かもしれませんが、傍聴席におられたような気がします。

しかし、それでちょっと怖いなと思ったことは私自身はありませんでしたし、他の裁判員の方からも、ちょっと怖かったねという意見は聞かなかったような気がしますね。

ですから、そこはそれほど負担には感じなかったと思っております。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方は暴力団関係者の事件ではないのですが、いわゆる凶悪犯罪ではないかとされる事件について御参加いただいたということなのですが、御自身あるいは一緒に裁判をされた裁判員の他の方などは、この辺について何か御感想はありますでしょうか。

【4番】

私の裁判は被告人が外国人ですけれども、そういう関係者ではないので、特に問題はなかったのですが、いろいろ先ほどの話を聞いていると、やはりそっち関係の方の裁判があるということで、私は一番最初に地裁に来たときに、正面玄関に警備員がいないということで、あれっと思ったのですけれども、やはりそういう関係者が接触を禁止されていながらも、裁判所を出たところで裁判員が来たから声をかけ

ようということもあると思うので、できれば裏口みたいなところに裁判員専用の出入口を作っていただいて、そこからうまく入れてもらえるようなところを作っていただければいいかなと思っていますね。

【司会者】

ありがとうございます。

事件によっては、まさに御指摘いただいたように、裁判員の皆様の出入口について配慮をする事件もあります。ただ、少し出入りが面倒になるものですから、全ての事件でしているわけではなくて、その事件ではそこまでの危険性はないだろうという判断が多分あったのではないかと思います。もちろん事案によってはそのような配慮もさせてはいただいております。

それから、4番の方や7番の方は被害者がけがをされた事件ではないかと思うのですが、傷の写真とかそういうものが証拠で出てきた御記憶というのはございますか。

【7番】

こちらの事件の被害者の方のけがは確かに写真で出たのですが、被害者の希望により傷を隠した状態で写真を撮っておりますということで、バンドエイドとかが貼られた状態だったのです。なので、傷口も見えないし、バンドエイドで隠せるくらいの傷ということで、そういった面では問題なかったです。

【4番】

私の事件では被害者の首を絞めて失神させたということで、絞められた首が真っ赤で大変かわいそうだなという悲惨な写真でしたね。

【司会者】

そうすると、お顔の部分は写っていないくて、首の部分だけの写真が示されたということですか。

【4番】

顔は確か目か何かを隠してあったと思います。被害者の方はすごくかわいそうだ

なという意識で見えていました。

【司会者】

それで、首が赤くなっている状態の写真を御覧になられたということなのですが、それで御自身、あるいは一緒に裁判員の皆様がショックを受けられて精神的にきつそうだったというような場面、あるいはこれが裁判員の職務の一環だということであれば何とかそこは御了解いただいていたのか、そのあたりはいかがですか。

【4番】

裁判員同士でその写真を見てかわいそうだねという話はあったのですが、それによって精神的に参ったとか、そういう話は聞いていないですね。

【司会者】

また話が戻りまして、3番の方は先ほど暴力団の話をされましたけれども、御自身に限らず他の裁判員の皆様が暴力団関係者が傍聴席に来ていることなどについて、何か御反応なり覚えていらっしゃるようなところはございますか。

【3番】

女性が多かったということもあって、そんな中で、顔を見られるとやばい、みんなマスクをしようと言って、みんなマスクをして裁判に参加したかと思います。裁判員に参加してそういう傍聴席とか被告人の方が顔を覚えていて、何か嫌がらせを受けることもあるみたいよというお話をされている方もいらっしゃいました。

【司会者】

怖かった、あるいは傷の写真などがショックだったという御感想も中にはあるかとは思いますが、そのあたりに関して、裁判官から何かアドバイスとか気遣いの言葉とか手当てなどの対応はいかがだったでしょうか。

【7番】

怖かったという話は裁判官にしたかどうか、ちょっと覚えていないのですが、裁判員の女性の他の方も、私も昨日うなされたと言っている人が何人かいて、最近では証拠写真もいろいろと加工して負担の少ないように物すごく考えているとこ

るですという話を裁判官の方からお聞きしていたので、なるほど、そういうことならよかったなと思いました。

【司会者】

今、まさに御指摘いただいたように、皆様にお示しをする傷ですとか写真に関しては、いろいろイラスト化したり、白黒化したり、そもそも本当に判断のために必要なものかを吟味したりする工夫などもしております。

あとは身の危険を感じられたということに関しては、裁判員への接触を防止して裁判員の方の安全を確保するということは、我々の絶対的な使命ですので、そのあたりは裁判官だけではなくて裁判所職員が全力で手当てをしているところでございます。

この精神的な負担に関して、裁判員の皆様に裁判に参加された後に、お悩みがあるときにはそちらにお電話をいただければということで、メンタルヘルスサポート窓口という冊子をお配りしたかと思うのですが、こういうことが利用可能であることを伝えてもらえるとありがたい、あるいはこんなものはなくていいよと、何かそんな御意見とかありますでしょうか。先ほどうなされたというお話をいただいたので、7番の方いかがでしょうか。

【7番】

いざとなったらここに電話すればいいというのは、最初の封書が届いた段階から、それがあるといことは書かれていましたし、無期限ということでしたので、何かあったらここに電話しようというのが、非常に心の支えになっていました。

【司会者】

最後に皆様からお一言ずつ、何かまだこれは言っておきたいということですか、あるいは今後、裁判員となられる方に何かこういうことを伝えておきたいというようなこと、何でも結構ですので1番の方からお願いできればと思います。

【1番】

私はずっと会社勤めしかしていませんでしたが、この裁判をやりまして案外世間

知らずだなど改めて感じたところがございます。そういった意味で、これから選ばれた方は是非とも裁判員裁判に参加していただければ、自分の人生もそれだけ広がるのではないかなということ、お勧めしたいとは思っております。

【2番】

私も非常によくできた制度だと思っています。裁判というものに、大体我々は無関心なのですが、こういった経験をすることによってマスコミで報道される事件の見方なども大分変わってきたりもするのではないかと思います。

是非とも裁判員制度をよりよくしながら続けていただきたいなと思います。

【3番】

私は先ほど補充裁判員としての参加の気持ちみたいなものをお伝えしましたけれども、やはり全体的にはこういった裁判に関わることができたことは自分にとってはすごくよかったなと思います。

これからの方もそういった御縁があったら絶対参加されるべきとは思いますが、またもし別の機会があったら裁判員に参加させていただいて、またそういう意味でお勉強したいなと思います。

【4番】

人を裁くことは大変で、公判中は疑問点とか矛盾点は必ず出てくるので、間違っただけの判決を出さないためにも疑問に思ったことは納得するまで公判で是非聞いてください、質問してくださいということですね。その質問をした結果が他の裁判員、裁判官の参考になると思います。そして、自信を持って有罪、無罪を決めてもらえればと思います。

【5番】

補充裁判員だったので、ほとんど発言はしていないので、事件によっては補充裁判員というのは二人ではなくて一人でもいい事件も、もしかしたらあるのではないのでしょうか。

【6番】

裁判の中で司法の専門家の方々と一緒に裁判に臨んでいくということは、とてもいいことだと思います。司法の方だけだとやはり偏った判断がなされる場合があるかもしれませんので、私たち一般の国民の意見を聞くという場が設けられたということはとてもいいことだと、この裁判に参加させていただいて本当に思いましたので、いろいろ事情はあると思いますが、皆さんに参加してほしいと思います。

【7番】

今回参加させていただいて会社に久しぶりに戻りましたときに、私がすごく論理的に自分の意見を伝えられるような人間になっていたのが、職場のみんなが驚きまして、裁判ってすごいねと言われました。日ごろ議論したり自分の意見を述べるなどということはなかなかないので、非常にいい機会を頂きまして、また、裁判官の方々がとても論理的にお話をされるので、いい見本になりまして、大変今後の人生にも役に立つなと思いました。

ありがとうございました。

【8番】

この貴重な体験というのはなかなかできない中で、私としてもすごく裁判に対する関心は深まりましたし、日々ニュースを見ていて、この裁判員は大変だなとかいろいろ思ったりします。

こういう制度ができて、裁判官の方々が非常に準備をされているなというのが、評議とかいろいろな資料を含めて随所に見られましたので、私ども素人が参加する中で相当の時間と労力をかけられているのではないかなというのが分かりました。

素人ならではの気付きもあると思いますので、是非こういう制度は続けていただいて、今後、裁判員になれる方がおられれば、分からないことはどんどん聞いていただければ裁判官の方々も準備していますので、不安に思わずに私としてはどんどん推薦したいと思う制度でございます。

【司会者】

ありがとうございます。

そうしましたら、最後に皆様の貴重な意見を聞かれた上での感想などを検察官と弁護士からも一言ずついただけますでしょうか。

【西村検察官】

最後に皆さん、参加されてよかった、この制度を続けてほしいという意見を頂いたことで大変心強い気持ちになりました。また、裁判官、検察官、弁護士が準備に力をかけているのだなという感想も持っていただきました。我々も頑張って時間をかけて準備して、分かりやすい裁判になるために努力しているつもりです。今後ともその努力を続けていきたいと思っております。

【中村弁護士】

私はこの制度が始まった当初から弁護士でやっていて、事務所が松戸なもので千葉ほど件数は多くないのですけれども、七、八件経験しました。

やって驚いたことは、裁判員の皆さんが非常に、当初予想していた以上に理解なさっている的確な判断をなさっているということです。今日、皆さんの御意見を伺って、ますますそう思いました。

だから、弁護士会としても、そういう判断力がある皆さんが来ていることを前提とした分かりやすさ、尋問の仕方というのをこれからもう少し検討していきたいなと思いました。

今日は本当にありがとうございました。

【司会者】

最後に私の方から、今日は、我々にとっては、厳しい指摘も含めてたくさんの財産になるものを頂いたと思いますので、これを糧に、より参加しやすい裁判員裁判を目指してまいります。

また、最後には非常に温かいお言葉までいただいて、大変感謝しております。引き続き裁判員制度に御支援のほど、よろしく願い申し上げます。

今日は本当にどうもありがとうございました。

(別紙2)

意見交換会の話題事項（平成29年11月1日実施）

- 1 どのような事件を担当されたのかという点に触れながら、簡単に裁判員・補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせください。
- 2 今回の意見交換会のテーマは「裁判に参加する負担について」です。以下の点についてお聞かせください。

(1) 審理日程や全体のスケジュールについて

- ・参加した裁判について、審理日程の組み方は適切だったと思いますか。
(同じ内容であれば、より短期に集中して行ってほしい、もしくは、日数がかかっても、よりゆとりのある日程が望ましいなどのご意見はありますか)。
- ・全体のスケジュール以外の点で、日程に関連して、支障があったり、負担になったりしたことはありましたか。

(2) 法廷での審理内容について

- ・検察官や弁護人の訴訟活動について、分かりやすさや時間の長さなどの観点から負担を感じたことはありますか。
- ・証拠の書類や写真を見たり、証人のお話を聞いたりして、何か心理的に負担はありませんでしたか。

(3) 評議等について

- ・評議，判決に関わる中で、負担を感じることはありませんでしたか。

(4) その他

- ・その他にも、裁判員・補充裁判員を務める上で支障はありませんでしたか。
- ・負担等の解消のために、裁判所に望むことはありますか。

- 3 これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。